

令和6年度港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について

報告内容

令和6年6月25日(火)に開催した港区教育委員会いじめ問題対策会議の内容について報告します。

1 日 時

令和6年6月25日(火) 午前10時から11時15分まで

2 場 所

港区立教育センター研修室1・2

3 出席者

分野	構成員	
港 区 港区教育委員会	教育長(会長)	浦田 幹男
	総務部長(副会長)	湯川 康生
	学校教育部長(副会長)	吉野 達雄
	子ども若者支援課長	矢ノ目 真展
	子ども家庭支援センター所長	石原 輝章
	相談援助担当課長	菅原 正興
	人権・男女平等参画担当課長代理	大久保 光佐子
	教育指導担当課長	清水 浩和
学 校	区立小学校長会副会長(御田小学校長)	齋藤 恵
	区立中学校長会副会長(三田中学校長)	上原 良枝
学識経験者	明治学院大学 教授	小野 昌彦
医 学	こどもとおとなのクリニック院長代理	黒木 秀子
心 理	教育センター相談員	佐藤 静
福 祉	スクールソーシャルワーカー	淵上 規后子
法 律	学校法律相談弁護士	牧山 美香
警 察	愛宕警察署生活安全課長	佐藤 淳也
	三田警察署スクールサポーター	山下 淑男
	高輪警察署生活安全課長	近 将
	麻布警察署生活安全課長	金子 貴士

	赤坂警察署生活安全課長	安藝 紀男
	東京湾岸警察署生活安全課長	清水 義和

【オブザーバー】

分野	構成員	
港区教育委員会	教育長職務代理者	田谷 克裕
	教育委員	中村 博
港 区	高輪地区総合支所管理課長	伊藤 太一

4 議 事

- (1) 令和6年度港区いじめ防止基本方針の具体的な取組について 【資料1】
- (2) 令和5年度港区いじめ問題対策連絡協議会等の報告について 【資料2】
- (3) 令和6年度港区いじめ問題対策連絡協議会等の実施予定について 【資料3】
- (4) 令和6年度港区いじめ問題対策連絡協議会の報告について 【資料4】
- (5) いじめに関する現状について 【資料5、資料5-2】
- (6) 学校で起きたいじめの事例について 【資料6】

教育指導担当課長 清水 浩和 委員

- ・水泳の学習中、プールサイドで加害児童が被害児童の背中を押し、被害児童は壁に足をぶつけた。学校は、両者の事実確認、加害児童への指導、保護者への連絡等を行った。被害児童保護者の要望により、謝罪の場を設定したところ、保護者同士のトラブルに発展した。
- ・保護者の理解と協力を得て、いじめ問題の解決を図ることが重要である。学級担任と双方の保護者が、正確な事実に基づき、互いの子どもにとって最良の解決方法を協議するなどの機会を設定することが重要である。
- ・加害児童の保護者には、学校に対して不信感を生じさせないように、事前に指導方針を丁寧に説明するなどして十分に理解を図る必要がある。

- (7) 学校における取組（協議会の報告を受けて）について 【資料7】

① 区立小学校長会副会長（御田小学校長） 齋藤 恵 委員

「児童に発達上の特性があるが、早期に対応したことで解消した事例について」

- ・加害児童：小学1年男児（多動傾向） 被害児童：小学1年女児（ADHD）
- ・被害児童保護者が来校し、「障がい者が教室にいていいのか。」と激高した。
- ・担任が事実確認を行ったところ、給食準備の時間に、加害児童が被害児童の左胸に鉛筆の先を突き立てるという行為があったことが分かった（怪我はなし）。
- ・次に、管理職同席のもと加害児童保護者と面談した。加害児童の日々の学校での様子や友達との関わりを丁寧に伝えたところ、加害児童保護者は、加害児童の状況改善に向けて特別支援教室を希望することとなった。
- ・さらに校長は、被害児童保護者との面談の中で、加害児童の特性について丁寧に伝え、今後謝罪の場を開き、空き教員の配置等日頃の見守り体制を整え

ていくことを約束したところ、理解を得ることができ、解決につながった。

② 区立中学校長会副会長（三田中学校長） 上原 良枝 委員

「今後、中学校教員のいじめ認知力を高めるための取組について」

- ・教職員は日頃から高くアンテナを張り、生徒の言動に注意を払い些細なことも見逃さずに、迅速な対応と生徒の心に寄り添う指導を徹底している。軽微ないじめも見逃さないための取組について紹介する。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、職員会議やふれあい月間の実施等、いじめや不登校生徒の実態を全教員で共有している。
- ・学校生活アンケートや面談は、定期的に実施し、常に生徒の様子を把握できる機会を設定している。学校生活アンケートでは、記述方式にすることで、周りの目を気にせず、どの生徒も相談しやすい環境づくりを行っている。
- ・ふれあい月間等の調査では、軽微ないじめの報告件数が多くなれば、教員が早期に発見し、早期解決を図っている案件が多いということがいえる。教員の意識向上を持続させ、相談しやすい環境づくりに尽力していく。

（８）「みなと子ども相談ねっと」の取組に関する報告について 【資料８】

（９）令和６年度港区青少年健全育成活動方針について 【資料９】

５ 意見交換

（１）人権・男女平等参画担当課長代理 大久保 光佐子 係長

- ・法務省は、いじめを子どもの権利を侵害する重大な人権侵害と発表している。
- ・昨今は、あらゆる子どもがいじめの被害者となっている。すべての子どもに対して、いじめが許されないことについて積極的に働きかける必要がある。
- ・人権男女平等参画担当は、互いの人権を尊重し合う豊かな心を育てることが重要であると捉え、毎年小学校５年生向けに人権啓発冊子を配布している。この冊子を活用いただき、人権課題に関心をもってほしい。
- ・男女平等参画センターのリーブラでは、人権講習会や出前講座を実施している。子どもに人権に関する理解を図り、いじめ対策に活用いただきたい。

（２）東京湾岸警察署生活安全課長 清水 義和 委員

- ・発達に特性のある子どものトラブルについて２件情報共有を行う。
- ・１件目は、ＡＤＨＤ傾向のある児童が、他児童のプライベートゾーンに触れた件である。学級担任が指導を行い、保護者と話をしたが、外国籍の保護者のため話が伝わらず対応に苦慮している。相談体制や医療との連携を検討しているが、保護者の理解がなく、対応は継続している。
- ・２件目は、知的障害が疑われる外国籍児童のトラブルである。当該児童は、他児童に唾を吐いたり、鼻水を擦りつけたりするなどの嫌がらせを行っていた。他児童が抵抗すると、その抵抗を暴力と捉え、当該児童は保護者に訴えていた。その後、当該児童の保護者は警察に電話し、他児童から暴力を振るわれたと訴えた。様々な調査をしたところ、背景に当該児童の発達特性によるところが大

きいということが判明した。全体の状況を把握することの重要性を感じた。

- ・今後の課題は、保護者の理解を得た上で、低年齢時期から、発達に特性のある児童に指導を行うこと、SNSによるトラブルを防ぐことであるとする。

(3) こどもとおとなのクリニック院長代理 黒木 秀子 氏

- ・当院には、親子からの相談があるが、様々な悩みを抱える親子が多くいることを痛感する。医療現場では、親子の苦しみを軽減することが目標であるため、医療へのハードルを低くし、相談をすることから始めてほしい。

(4) スクールソーシャルワーカー 淵上 規后子 氏

- ・いじめの加害をしてしまった子への対応に悩む保護者のために、スクールソーシャルワーカーを積極的に活用するよう発信してほしい。
- ・子ども自身が困ったときに、自分の話に耳を傾けてくれる、大切にされているという経験が重要である。

(5) 区立中学校長会副会長（三田中学校長） 上原 良枝 委員

- ・学校では、生徒及び希望する保護者に対して、セーフティ教室や情報モラル教室を開催し、SNSトラブルを含めた情報機器との向き合い方についての理解を深める教育活動を行っている。
- ・校内では、ささいなSNSのトラブルが起こるが、全校集会や学年集会を開くなど、生徒指導の好機と捉え対応を行っている。

(6) 明治学院大学教授 小野 昌彦 委員

- ・謝罪の会の際に気をつける点は、校長同席であることである。校長が丁寧に学校の方針を伝えていくことで保護者は納得し、その場が収まることが多い。

(7) 教育センター相談員 佐藤 静 委員

- ・教育相談室では、不登校や発達、いじめの問題等、様々な相談を受けている。
- ・最近の事例では、別の主訴で不登校になるケースがあったが、背景には、他児童から「汚い」と言われるなどのいじめの被害があったことが発覚した。
- ・保護者に許可をいただいた上で、学校に情報共有し、加害児童への指導や児童、保護者の気持ちに配慮したケアを行うよう促したところ、本件の解決に至った。

(8) 相談援助担当課長 菅原 正興 委員

- ・保護者から児童相談所に電話があり、子育てが難しいという主訴で相談が始まったが、相談を進めていくと息子がいじめの加害児童であり、保護者が手を挙げてしまうというケースがあった。
- ・親子の信頼関係を再構築するようなプログラムを提供するなど、課題に対して一つ一つ丁寧に対応していこうと考えている。発達特性への保護者の理解が進まず、適切な治療を受けられないというお子さんもいるため、適切な医療や生活環境の充実に向けて保護者の方との面談を繰り返していく。